

議案第 1 0 7 号

四万十町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

四万十町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 四万十町一般職の職員の給与に関する条例(平成 18 年四万十町条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 31 条第 2 項中「100 分の 137.5」を「100 分の 132.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 137.5」を「100 分の 132.5」に、「100 分の 75」を「100 分の 72.5」に改める。

第 2 条 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 31 条第 2 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 132.5」を「100 分の 135」に改め、同条第 3 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 65」を「100 分の 64」に、「100 分の 132.5」を「100 分の 135」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 73.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。